

電力調達仕様書（高圧）

1 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、次に掲げる需要場所で使用する電力の調達について適用する。

- (2) 需要場所 } 別紙「仕様書別記一覧」のとおり
(3) 用途 }

2 調達仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式
イ 供給電圧（標準電圧）
ウ 計量電圧（標準電圧）
エ 標準周波数
オ 受電方式
カ 自家発電設備
キ 蓄熱設備等
- 別紙「仕様書別記一覧」のとおり

(2) 契約電力（最大使用電力）及び予定使用電力量

ア 契約電力

(ア) 常用線

- ・札幌駅前通地下歩行空間 394kW
- ・西2丁目地下歩道 40kW

(イ) 予備電源

常用線と同じ

イ 予定使用電力量

- ・札幌駅前通地下歩行空間 1,734,848kWh
- ・西2丁目地下歩道 156,648kWh

(3) 供給電気の種類（再生可能エネルギー比率）

仕様書別記一覧に記載する需要場所のうち、「札幌駅前通地下歩行空間」については以下の条件とする。

ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給するものとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とする。

（参照：別紙1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要）

<https://www.there100.org/technical-guidance>

イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で提出するものとする。

（参照：別紙2「特定電源割当証明書様式」）

(4) 調達期間

令和7年10月1日0時から令和8年9月30日24時まで

(5) 需給地点

(6) 電気工作物の財産分界点

(7) 保安上の責任分界点

別紙「仕様書別記一覧」のとおり

(8) 力率

力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。

力率の単位は、パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入とする。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントとする。)

(9) その他

ア 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整については、北海道管内のみなし小売事業者が定める供給条件(適用期間を含む)によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。

イ 契約書、仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道管内の一般送配電事業者が定める供給条件によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。

ウ 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整、市場価格調整及び離島ユニバーサルサービス調整に係る金額、並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金を考慮しないこと。

エ 電力供給事業者が変更となる場合、落札者は、契約締結後遅滞なく変更に必要な申込み等を行うこと。

オ 再生可能エネルギー電気の確認資料として、受注者は供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率を確認できる資料として、別紙2「特定電源割当証明書」を半期ごとに1回、できるだけ速やかに発注者に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙2「特定電源割当証明書」提出後に受注者との協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が再生可能エネルギーの定義を満たしていない場合、小売電気事業者は、再生可能エネルギーの定義を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを発注者に提出する等により補修すること。

3 添付資料

- ・ 過去の月別使用電力量(実績)
- ・ 月別予定使用電力量

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入
7. その他の方法

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025->

[04/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf](https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-04/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf)

特定電源割当証明書(年●半期分)

年 月以下の通り札幌市に電力を供給したことをここに証する。また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、札幌市に移転したこと、及びいかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

【供給期間】

使用期間	月 日 ~ 月 日
------	-----------

【供給元電源情報】

供給元発電所	
発電方法	
住所	
割当電力量	

【供給電力量に占める再生可能エネルギー電力量の比率】

供給元発電所	〇%(供給電力量〇kWのうち再エネ由来は〇kW)
--------	--------------------------

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳(〇月)

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計(kWh)	

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日~〇年〇月〇日	〇〇
		合計(kWh)			

総計(kWh)

(資料)

**札幌駅前通地下歩行空間で使用する業務用電力の
令和6年1月～令和6年12月の月別使用電力量(実績)**

使用月	契約電力 (kW)	最大需要 電力 (kW)	力率 (%)	電力量 (kWh)	電力量	
					平日	休日
令和6年1月	374	355	100	160,850	100,082	60,768
令和6年2月	377	377	100	152,590	100,507	52,083
令和6年3月	377	350	100	155,138	101,246	53,892
令和6年4月	377	307	100	128,026	85,899	42,127
令和6年5月	377	257	100	129,523	79,684	49,839
令和6年6月	377	343	100	127,272	85,108	42,164
令和6年7月	377	360	100	149,563	106,491	43,072
令和6年8月	394	394	100	168,355	114,341	54,014
令和6年9月	394	360	100	148,704	95,239	53,465
令和6年10月	394	329	100	134,078	95,303	38,775
令和6年11月	394	348	100	131,695	88,654	43,041
令和6年12月	394	350	100	149,054	96,435	52,619
合計				1,734,848	1,148,989	585,859

注) 各月の実績は、当月1日から当月の末日までのものである。

(資料)

**札幌駅前通地下歩行空間で使用する業務用電力の
令和7年10月～令和8年9月の月別予定使用電力量**

使用月	契約電力 (kW)	力率 (%)	電力量		
			(kWh)	平日	休日
令和7年10月	394	100	134,078	95,303	38,775
令和7年11月	394	100	131,695	88,654	43,041
令和7年12月	394	100	149,054	96,435	52,619
令和8年1月	394	100	160,850	100,082	60,768
令和8年2月	394	100	152,590	100,507	52,083
令和8年3月	394	100	155,138	101,246	53,892
令和8年4月	394	100	128,026	85,899	42,127
令和8年5月	394	100	129,523	79,684	49,839
令和8年6月	394	100	127,272	85,108	42,164
令和8年7月	394	100	149,563	106,491	43,072
令和8年8月	394	100	168,355	114,341	54,014
令和8年9月	394	100	148,704	95,239	53,465
合計			1,734,848	1,148,989	585,859

注)

- ・ 基本料金算定において力率を用いる場合は、上記表の当該月の力率に基づいて計算すること。
- ・ 電力量については、予定使用電力量であり、実際の使用電力量を保証するものではない。
- ・ 力率についても、予定使用力率であり、実際の使用力率を保証するものではない。
- ・ 契約電力についても、予定契約電力量であり、実際の契約電力を保証するものではない。
- ・ 休日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日をいう。
- ・ 平日とは、休日以外の日をいう。

(資料)

**西 2 丁目地下歩道で使用する業務用電力の
令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月の月別使用電力量(実績)**

使用月	契約電力 (kW)	最大需要 電力 (kW)	力率 (%)	電力量 (kWh)	
				平日	休日
令和 6 年 1 月	43	31	95	14,192	5,405
令和 6 年 2 月	40	33	94	13,414	4,642
令和 6 年 3 月	40	32	94	13,405	4,741
令和 6 年 4 月	40	23	96	12,100	3,962
令和 6 年 5 月	40	40	99	12,696	4,898
令和 6 年 6 月	40	25	99	12,404	4,056
令和 6 年 7 月	40	39	100	13,555	3,943
令和 6 年 8 月	40	38	100	13,468	4,278
令和 6 年 9 月	40	28	100	12,846	4,661
令和 6 年 10 月	40	31	100	12,961	3,721
令和 6 年 11 月	40	25	96	11,833	3,923
令和 6 年 12 月	40	31	95	13,774	4,921
合計				156,648	53,151

注) 各月の実績は、当月 1 日から当月の末日までのものである。

(資料)

**西2丁目地下歩道で使用する業務用電力の
令和7年10月～令和8年9月の月別予定使用電力量**

使用月	契約電力 (kW)	力率 (%)	電力量		
			(kWh)	平日	休日
令和7年10月	40	100	12,961	9,240	3,721
令和7年11月	40	100	11,833	7,910	3,923
令和7年12月	40	100	13,774	8,853	4,921
令和8年1月	40	100	14,192	8,787	5,405
令和8年2月	40	100	13,414	8,772	4,642
令和8年3月	40	100	13,405	8,664	4,741
令和8年4月	40	100	12,100	8,138	3,962
令和8年5月	40	100	12,696	7,798	4,898
令和8年6月	40	100	12,404	8,348	4,056
令和8年7月	40	100	13,555	9,612	3,943
令和8年8月	40	100	13,468	9,190	4,278
令和8年9月	40	100	12,846	8,185	4,661
合計			156,648	103,497	53,151

注)

- ・ 基本料金算定において力率を用いる場合は、上記表の当該月の力率に基づいて計算すること。
- ・ 電力量については、予定使用電力量であり、実際の使用電力量を保証するものではない。
- ・ 力率についても、予定使用力率であり、実際の使用力率を保証するものではない。
- ・ 契約電力についても、予定契約電力量であり、実際の契約電力を保証するものではない。
- ・ 休日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日をいう。
- ・ 平日とは、休日以外の日をいう。